

令和元年 7 月 吉日

事 業 者 各 位

羽咋市商工会

会長 林 一 夫

(公印省略)

「羽咋市プレミアム付商品券」取扱店募集のご案内

大暑の候、各位にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

早速でございますが、このたび羽咋市商工会では、本年 10 月の消費税率引き上げ後においても、市内の消費を喚起するため、羽咋市が行う「羽咋市プレミアム付商品券」の発行・換金業務を行うこととなりました。

「羽咋市プレミアム付商品券」事業の内容は、増税が消費に与える影響が大きいと見込まれる平成 31 年度住民税非課税者及び平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までに出生した子が属する世帯主、併せて約 4,000 名を対象に 5,000 円分の商品券を 4,000 円で対象者一人につき最大 25,000 円分の商品券を引換販売いたします。

発売は 10 月 1 日からを予定しており、この度、別紙「取扱店要項」の通り取扱店を募集致しますので、内容をご確認いただき、取扱店登録を希望される事業所は、別紙「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、申込期限 8 月 23 日（金）午後 5 時までに、羽咋市商工会（羽咋市旭町 TEL 22-1393／FAX 22-8914）までお申込下さい。

なお 既に羽咋市商工会 U F O 商品券取扱店に登録されている事業所は、新たに登録する必要はありません。

－お問い合わせ－
羽咋市商工会 担当：新田
Tel 0767-22-1393
Fax 0767-22-8914

令和元年度 羽咋市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

羽咋市商工会では、本年 10 月の消費税率引き上げによる消費に与える影響を緩和するため、羽咋市が行う羽咋市プレミアム付商品券（ＵＦＯ商品券）を対象者へ販売、換金する業務を実施することとなりました。

この度、羽咋市商工会員事業者を含む市内全事業者で、新たに同商品券取扱店の募集を行います。

取扱店登録を希望する事業所は、下記の内容をご確認いただき、別紙「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、**申込期限 8 月 23 日（金）午後 5 時まで**に、羽咋市商工会までお申込下さい。（羽咋市旭町 TEL 22-1393／FAX 22-8914）

なお 現在、**羽咋市商工会が行っている「ＵＦＯ商品券」の取扱事業所に登録されている事業所の方は、新たに登録する必要はございません。**

ご不明な点は、羽咋市商工会（TEL 22-1393）まで、お問い合わせください。

1. 商品券名称	羽咋市プレミアム付商品券（ＵＦＯ商品券）
2. 発行者	羽咋市商工会
3. 発行日	令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 28 日（金）まで
4. 発行総額	約 1 億円（プレミアム率 25% 分含む）
5. 発行枚数	約 20,000 冊（100,000 枚）
6. 商品券販売対象者	羽咋市民の方で、下記のいずれかの方 ①平成 31 年度住民税非課税者 ②平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までに出生した子が属する世帯主
7. 販売価格	1 セット 4,000 円で販売 ※1,000 円券 5 枚綴り (5,000 円分) 1 セット
8. 購入限度額	購入対象者一人あたり、5 冊まで（券面額 25,000 円）
9. 有効期間	令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 29 日（土） ※期間が過ぎた商品券は無効となります。
10. 商品券販売	期間：令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 28 日（金） 平日 午前 9 時から午後 5 時まで 場所：羽咋市商工会 羽咋市旭町ア 139 番地
11. 取扱店資格	羽咋市内に事業所又は店舗がある事業者で、次の事業者以外 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下「風営法」という。）第 2 条に規定する営業を行う者。 ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している団体など。 ・商品券の利用対象外の商品のみを取り扱う店舗等。
12. 取扱店登録料	個人 30,000 円（消費税込） 法人 50,000 円 ただし、当商工会の会員事業所は、減免（無料）といたします。また 取扱店登録と同時に当商工会会員加入申込を行った事業所についても減

	免（無料）とします。取扱店決定後、納入方法をご案内いたします。 ※羽咋市商工会会員加入申込について 加入金 10,000 円 年会費（4 月 1 日～3 月 31 日）※年度途中の加入の場合は、月割となります。
13. 換金手数料	1 % ただし市外に本社・本店のある事業所は 3 %
14. 換金方法	「羽咋市プレミアム付商品券交換取りまとめ票」に必要事項を記入し、使用済商品券（裏面に店名を記入・押印したもの）を添えて、月曜から金曜日の午前 9 時から午後 5 時の間に、羽咋市商工会窓口へご提出ください。使用済商品券を確認し、小切手（のど共栄信用金庫）でお支払います。
15. 換金期間	令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 3 月 31 日（火） 毎週月曜日（但し祝日の場合は翌営業日）～金曜日午前 9 時～午後 5 時 ※換金期間を過ぎると換金ができなくなります。
16. 利用出来ない商品等	○換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）。 ○明らかな資産形成であるもの（出資や金融商品、土地又は家屋の購入など）。 ○風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。 ○国や地方公共団体への支払い ○たばこ事業法第 36 条第 1 項に規定するたばこの小売販売。 ○法律で商品券による購入が禁じられている商品。
17. 対象外商品	独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
18. 釣銭等について	○商品券を現金化することは出来ません。 ○商品券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出ません。 ○商品券額面を超える金額については、現金で受け取って下さい。
19. 取扱店申込方法	「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、羽咋市商工会までお申し込みください。羽咋市と協議の結果、後日可否等をご連絡いたします。 また 取扱店に登録された事業所には、青色の「U F O 商品券取扱店」証と赤色の「U F O 商品券取扱店」のぼり旗等をお渡しします。 ※1 セットは無料、追加分は、有料となります。 （のぼり旗 1 枚 800 円（税込み） ポール 1 本 300 円（税込み））
20. その他	取扱店にご登録された事業所には、取扱事業者登録証明書、のぼり旗 1 セットをお渡しいたします。
21. お問い合わせ	羽咋市商工会（担当 新田） 〒925-8585 羽咋市旭町ア 139 番地 TEL : 0767-22-1393 FAX : 0767-22-8914

羽咋市プレミアム付商品券 取扱店登録申込書及び誓約書

羽咋市長 山 辺 芳 宣 殿
羽咋市商工会 会長 林 一 夫 殿

令和元年 月 日

羽咋市プレミアム付商品券事業に賛同するとともに取扱店条件を確認の上、注意事項及び募集要項を遵守し、羽咋市プレミアム付商品券取扱店として申込します。

【注 意 事 項】			
○商品券は、現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービス等とお引換ください。			
○釣り銭は出しません。その旨は商品券裏側に記載いたしますが、取扱店においても、ご周知ください。			
○商品券には使用期限が記載されています。使用期限を過ぎた商品券は無効となります。十分気を付けてください。			
○商品券には偽造防止策が施してあります。お取引の際は十分ご確認ください。			

事業所名			
代表者名	㊟ (必ず押印下さい)		
所在地			
TEL		FAX	
業 種	いずれかを○で囲んでください 1. 小売 2. 飲食 3. サービス 4. その他 ()		
担当者名			

取扱店リスト掲載事項 (商品券購入時にお渡しする取扱店一覧に掲載する内容です)	
掲載事業所 (店舗) 名	1. 同上 2. 下記の通り (いずれかを○で囲んでください)

《誓約》 商品券を現金等に交換する行為や、商品又はサービス等の提供なく、商品券を受け取る行為など、不正に商品券を流通させる行為は行いません。

事業所名

代表者氏名

㊟
(必ず押印下さい)